

J 0 0 1 熱傷処置

【注の追加】

(追加)

注 4 4 及び 5 については、6 歳未満の乳幼児
の場合は、50 点を加算する。

J 0 0 3 局所陰圧閉鎖処置 (1 日
につき)

【名称の見直し】

局所陰圧閉鎖処置 (1 日につき)

→

局所陰圧閉鎖処置 (入院) (1 日につき)

【新設】

(新設)

J 0 0 3 - 2 局所陰圧閉鎖処置 (入院外)
(1 日につき)

- 1 100 平方センチメートル未満 240 点
- 2 100 平方センチメートル以上 200 平方センチメートル未満 270 点
- 3 200 平方センチメートル以上 330 点

注 初回の貼付に限り、1 にあつては 1,690 点を、2 にあつては 2,650 点を、3 にあつては 3,300 点を、それぞれ所定点数に加算する。

J 0 0 7 頸椎、胸椎又は腰椎穿刺

【点数の見直し】

150 点

→

220 点